

新城市「わがまち特例」（地域決定型地方税制特別措置）一覧

令和6年7月現在

固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類	
						地方税法	市税条例		
1	家屋 償却資産	家庭的保育事業の用に供 する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第27項	61条の2 第1項	※全てコピー可 ・法人登記簿謄本 ・土地建物の登記簿謄本 ・土地公図 ・建物は位置図 ・事業を実施している部分とその面積が分かる図面（土地、建物） ・事業開始時期及び事業内容を証明できる書類 特定事業所内保育施設のみ ・無償で貸与している場合にその事実を証する書類 ・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書 ・既存の事業所内保育施設から定員を増員した場合、それが分かる書類
2	家屋 償却資産	居宅訪問型保育事業のよ うに供する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第28項	61条の2 第2項	
3	家屋 償却資産	事業所内保育事業(利用 定員が5人以下)の用に供 する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第29項	61条の2 第3項	
4	土地	市民緑地	都市緑地法の規定により指定され、 緑地保全・緑化推進法人が市民緑地 設置管理計画認定制度に基づき設置 した市民緑地の用に供する土地 ※緑地保全・緑化推進法人が有料で 借り受けた土地は対象外	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第32項	附則10条の2 第15項	・特例対象となる資産が市民緑地の用に供していることが 確認できる書類の写し ・無償で借り受けていることが分かる書類
5	償却資産	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設 又は指定地域特定施設を設置する工 場又は事業場の汚水又は廃液を処理 する施設(沈澱又は浮上装置、油水分 離装置、汚泥処理装置等)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の2分の1	無期限	附則第15条第2項第1号	附則10条の2 第1項	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書の写し ・当該届出に係る受理書の写し ・汚水又は廃液処理施設の設備であることが分かる書類
6	償却資産	下水道除害施設	下水道法で定める基準に従い、下水 道による障害を除去するために必要 な施設(沈澱又は浮上装置、油水分 離装置、汚泥処理装置等)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の5分の4	無期限	附則第15条第2項第5号	附則10条の2 第2項	・除害施設設置(変更)届、除外施設工事完了届等の写し ・設置時期や取得金額がわかる書類等
7	償却資産	太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業 費補助金を受けた発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けた ものを除く。	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第25第1号イ	附則10条の2 第3項	・認定地域脱炭素化促進事業計画に伴い、交付金・補助金を取 得したことがわかる書類の写し、または産業技術実用化開発事 業費補助金・特定公募型研究費補助金のうち、次世代型太陽電 池の開発プロジェクトの支援を受けて取得したことがわかる書 類の写しなど
					(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第25第2号イ	附則10条の2 第8項	

	固定資産種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
8	償却資産	風力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力20kW以上) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第25第1号ロ	附則10条の2 第4項	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類 ・電気事業者が発行する「電力需給契約に関するお知らせ」または「系統連携契約書」の写し
					(発電出力20kW未満) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第25第2号ロ	附則10条の2 第9項	
9	償却資産	水力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力5,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第25第2号ハ	附則10条の2 第10項	
				令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力5,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第25第3号イ	附則10条の2 第11項	
10	償却資産	地熱発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第25第3号ロ	附則10条の2 第12項	
					(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第25第1号ハ	附則10条の2 第5項	
11	償却資産	バイオマス発電設備	固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 ※発電出力2万kW未満	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力10,000kW～ 20,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第25第1号ニ	附則10条の2 第6項	
					(発電出力10,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第25第3号ハ	附則10条の2 第13項	
					定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備（一般木質、農作物残さ区分） ※発電出力2万kW未満	(発電出力10,000kW～ 20,000kW未満) 課税標準額の7分の6	3年間	附則第15条第25第3号ハ	
12	償却資産	浸水防止用設備	一定の防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口等	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の3分の2	5年間	附則第15条第28第	附則10条の2 第14項	・避難確保・浸水防止計画の書類の写し
13	償却資産	一体型滞在快適性等向上事業	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一体型滞在快適性等向上事業で整備した施設等	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の2分の1	5年間	附則第15条第38第	附則10条の2 第16項	・地方税法施行規則附則第6条第81条の各号に掲げる固定資産のいずれかであることの証明書
14	家屋 償却資産	中小企業等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備(家屋、構築物含む)	中小企業等経営力強化法※に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%に向上する設備、家屋、構築物等  ※令和3年6月15日までは、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	課税標準をゼロ	3年間	附則第64条	附則10条の2 第17項	・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画に係る確認書の写し ・工業会等の証明書の写し  所有権移転外リースの場合のみ ・リース契約見積書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
15	家屋	新築のサービス付き高齢者向け住宅	—	平成27年4月1日～ 令和5年3月31日	課税標準を3分の2	3年間	附則第15条の8 第2項	附則10条の2 第16項	・サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額申告書 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類 ・政府の補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類(補助金交付決定通知書等) ・各階平面図の写し ・(準)耐火構造であることを証する書類(写し)